

4 取引相場のない株式等の評価の改正（類似業種比準方式の計算）

会社法の施行及び法人税法関係法令の改正に伴い、取引相場のない株式を評価する際の類似業種比準方式の計算について、①類似業種の株価及び各比準要素の数値は、「1株当たりの資本金等の額（法人税法上の資本金等の額をいう。）を50円とした場合の株式数」を基として計算すること、②比準要素の1つである「1株当たりの配当金額」は、「剰余金の配当金額」を基として計算すること及び③評価会社が自己株式を保有する場合には、発行済株式数から自己株式数を控除することとした。

（評基通 180、182、183、183－2、188－2、189－3(1)、194－2 関係＝改正）

1 従来の取扱い

取引相場のない株式を評価する際の類似業種比準方式は、評価会社の事業内容と類似する業種目の上場会社の平均株価等を基として、次の算式により評価する方式である。

$$A \times \left(\frac{\frac{B}{B} + \frac{C}{C} \times 3 + \frac{D}{D}}{5} \right) \times 0.7$$

「A」＝類似業種の株価

「B」＝評価会社の直前期末における1株当たりの配当金額

「C」＝評価会社の直前期末以前1年間ににおける1株当たりの利益金額

「D」＝評価会社の直前期末における1株当たりの純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）

「B」＝課税時期の属する年の類似業種の1株当たりの配当金額

「C」＝課税時期の属する年の類似業種の1株当たりの年利益金額

「D」＝課税時期の属する年の類似業種の1株当たりの純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）

この算式における類似業種の株価及び各比準要素の数値は、資本金の額を基に換算した「1株当たりの資本金の額を50円とした場合の株式数」により計算することとしていた。

また、類似業種の株価、各比準要素の数値及び発行済株式数の計算においては、自己株式の価額に相当する金額及び自己株式数を控除しないこととしていた。

2 通達改正の概要

(1) 類似業種の株価及び各比準要素の数値の計算

会社法の施行により、株式会社の資本金の額が1,000万円を下回ることを禁止した最低資本金制度がなくなり、資本金を資本準備金等に振り替え、資本金の額をゼロとすることも可能となった。

これに伴い、類似業種の株価及び各比準要素の数値の計算においては、従来の「資本金の額」ではなく、法人税法第2条((定義))第16号に規定する「資本金等の額」^(注)により「1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の株式数」を計算し、その株式数を基に算出することに改めた。

(注) 平成18年度の法人税法関係法令の改正により、改正前の「資本の金額」と「資本積立金額」の合計額と同様の概念として、「資本金等の額」が新たに定義されたことから、比準要素の1つである「1株当たりの純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）」の計算の基となる金額は、従来の「資本金の額＋資本積立金額＋利益積立金額」から、「資本金等の額＋利益積立金額」に改正した。

(2) 1株当たりの配当金額の計算

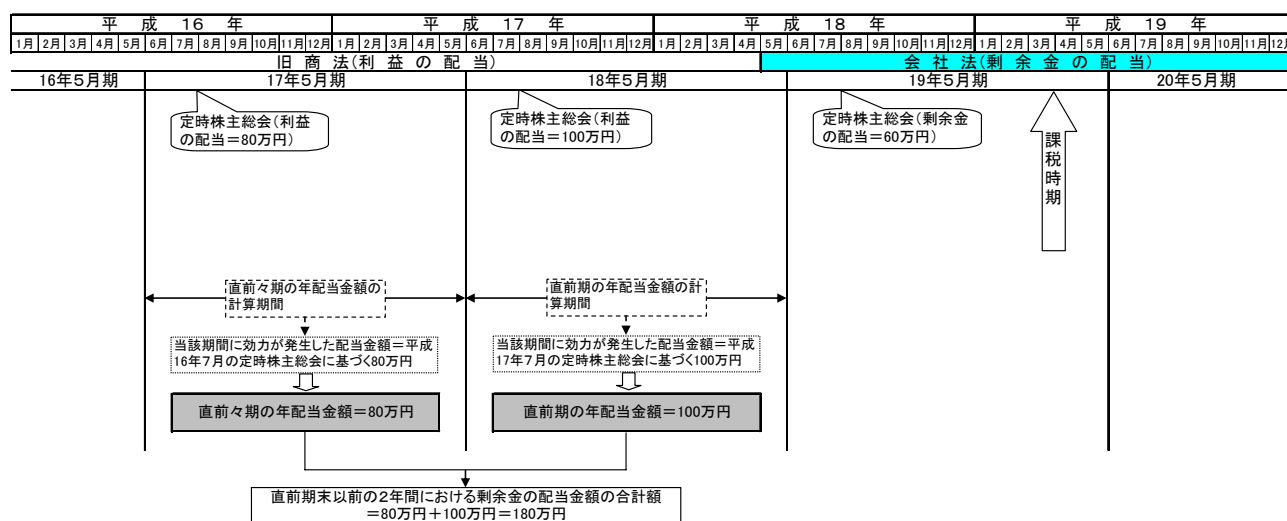
類似業種比準方式の比準要素の1つである「1株当たりの配当金額」は、「直前期末以前2年間に於けるその会社の利益の年配当金額」を基として計算することとしていた。しかし、会社法の規定では、「配当」は旧商法が採っていた各事業年度の決算で確定した「利益処分による配当」ではなく、「剰余金の配当」とされ、株主総会の決議があればいつでも何回でも株主に配当することができることに変更された。

これに伴い、類似業種比準方式の計算における「1株当たりの配当金額」については、「直前期末以前2年間に於ける剰余金の配当金額」を基に計算することに改めた。

また、会社法の規定による「配当」は、株主に対する利益の配当だけではなく、資本の払戻しも「剰余金の配当」に含めることとされたため、「1株当たりの配当金額」を計算する場合には、剰余金の配当のうち資本の払戻しに該当するものを除くこととした。

平成19年分以降における「1株当たりの配当金額」の計算に当たっては、上記のとおり、直前期末以前2年間に配当金交付の効力が発生した剰余金の配当金額の合計額を基として計算することとなる（下図参照）。

【図】課税時期が平成19年3月31日の場合
※ 定時株主総会決議による配当の支払いのみと仮定。



(3) 自己株式の取扱い

会社が自己株式を保有している場合には、法人税法上、自己株式は資産の部に計上することとされていたが、平成18年度の法人税法関係法令の改正により、平成18年4月1日以後に自己株式を取得した場合には、資本金等の額から取得した自己株式に対応する資本金等の額（取得資本金額）（注1、2）を減少させることとなった。

これに伴い、類似業種比準方式においても、評価会社が自己株式を保有する場合には、取得資本金額控除後の資本金等の額により「1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の株式数」を計算することとし、併せて、発行済株式数の計算においても自己株式数を控除することに改めた。

（注1） 法人税法上、「取得資本金額」は、次の算式により計算することとされた（法令8①二十）。

$$\text{取得資本金額} = \frac{\text{自己株式取得直前の資本金等の額}}{\text{自己株式取得直前の発行済株式数} - \text{自己株式取得直前の自己株式数}} \times \text{取得自己株式数}$$

（注2） 平成18年4月1日において自己株式を所有していた場合の資本金等の額については、平成

18年4月1日の資本金の額に、平成18年3月31日における改正前の法人税法上の資本積立金額から同日において有する自己株式の帳簿価額を減算した金額を加算した金額をもって、平成18年4月1日における資本金等の額とすることとされた。

$$\text{18.4.1現在の資本金等の額} = \text{18.4.1現在の資本金の額} + \left[\text{18.3.31現在の資本積立金額} - \text{18.3.31現在の自己株式の帳簿価額} \right]$$

(4) 類似業種比準方式の計算の改正に伴う改正

上記の類似業種比準方式を適用する場合の取扱いと同様に、同族株主以外の株主等が取得した株式の評価（配当還元方式）、株式保有特定会社の株式の評価及び医療法人の出資の評価についても所要の改正を行った。

（参考１）会社法の施行に伴う経過的な取扱いについて

１ １株当たりの配当金額

株主に対する配当については、会社法施行前の旧商法では、「利益の配当」として、各事業年度の決算で確定した利益を定時株主総会における利益処分案の決議を経て年１回配当することが認められていた。

これについて、会社法では、各事業年度の決算で確定した「利益処分」による配当という考え方ではなく、定時・臨時にかかわらず、株主総会の決議があれば、事業年度中、何回でも「剰余金の配当」として株主に配当することを可能とした。

また、「剰余金の配当」の原資は利益に限られておらず、資本金や資本準備金の減少によって生じた剰余金（以下「その他資本剰余金」という。）を原資とするものも含まれる。

この改正は、平成18年5月1日以後に配当の支払決議がされたもの（同年4月30日以前の決算期に係る「利益の配当」を除く。）について適用される。

したがって、平成19年中に相続、遺贈又は贈与により取得した取引相場のない株式の評価に当たり、類似業種比準方式を適用する場合における「１株当たりの配当金額」の計算の基となる配当金額については、次のとおり計算することとなる。

(1) 直前期末が平成18年4月30日以前の場合

直前期及び直前々期に配当金交付の効力が発生した利益の配当金額

(2) 直前期末が平成18年5月1日以後の場合

直前期及び直前々期に配当金交付の効力が発生した配当金額

(注) その他資本剰余金を原資とする金額を除く。

２ 資本金等の額

本文２の(1)の改正に伴い、評価会社の直前期末が平成18年3月31日以前である場合の「資本金等の額」については、次のとおり計算することとなる。

資本金額 + 資本積立金額 - 直前期末現在の自己株式の帳簿価額

また、類似業種比準方式を適用する場合の取扱いと同様に、同族株主以外の株主等が取得した株式の評価（配当還元方式）、株式保有特定会社の株式の評価及び医療法人の出資の評価についても、上記と同様の取扱いが必要となる。

(注) 平成18年分及び平成19年分における類似業種比準価額計算上の経過的取扱いについて取りまとめると、下表のとおりとなる。

(表) 会社法適用初年度における類似業種比準価額計算上の経過的取扱い

		平成 18 年 分	平成 19 年 分
「1株当たりの配当金額」の基となる配当金額	直前期末が平成 18 年 4 月 30 日以前	○ 直前期及び直前々期利益の配当金額	○ 直前期及び直前々期その期に配当金交付の効力が発生した利益の配当金額
	直前期末が平成 18 年 5 月 1 日以後	1 直前期 直前々期に係る定時株主総会の日の翌日から、直前期に係る定時株主総会の日までの間に配当の支払決議がされた配当金額※ ※ その他資本剰余金を原資とする金額を除く。 2 直前々期利益の配当金額	○ 直前期及び直前々期その期に配当金交付の効力が発生した配当金額※ ※ その他資本剰余金を原資とする金額を除く。
50 円換算の基となる額	直前期末が平成 18 年 3 月 31 日以前	資本金額	資本金額 + 資本積立金額 - 直前期末現在の自己株式の帳簿価額
	直前期末が平成 18 年 4 月 1 日以後		資本金等の額

(参考 2) 「資本金等の額」がマイナスとなる場合

資本金等の額から、取得した自己株式に対応する資本金等の額を控除した結果、「資本金等の額」が負の値となる可能性がある。

その主な原因としては、上場されている自己株式を市場取引により取得した場合に、その取得対価の全額を「資本金等の額」から控除することとなるため、「資本金等の額」を上回る価額で取得したようなときには、「資本金等の額」が負の値となることが考えられる。

しかし、仮に「資本金等の額」が負の値となったとしても、その結果算出された株価（1株当たりの資本金等の額を 50 円とした場合の株価）に、同じ資本金等の額を基とした負の値（1株当たりの資本金等の額の 50 円に対する倍数）を乗ずることにより約分されるため、結果として適正な評価額が算出されることとなる。

この場合、「取引相場のない株式（出資）の評価明細書」の「第 4 表 類似業種比準価額等の計算明細書」の作成に当たっては、「1株当たりの資本金等の額」、「2. 比準要素等の金額の計算」及び「比準割合の計算」の欄は、マイナスのまま計算することに留意する（配当還元方式により評価する場合及び株式保有特定会社の株式の評価並びに医療法人の出資の評価の場合においても同様に計算する。）。